

IT連盟が物流に関する規制改革を提言する意義：③ 新たな働き方の出現

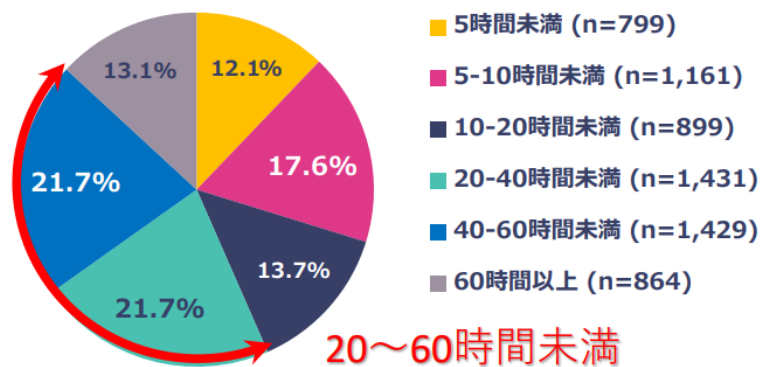
■【クロス集計】 個人事業主配達員の稼働実態と報酬

- 職業を問う設問に「個人事業主」と回答した、個人事業主配達員について、稼働時間、報酬額、移動手段、収入全体に占めるフードデリバリー報酬の割合を分析した。
- 週20～60時間未満稼働し、週5～10万円の報酬を得ている配達員が多い。

ドライバーの労働環境の悪化も長年の課題。

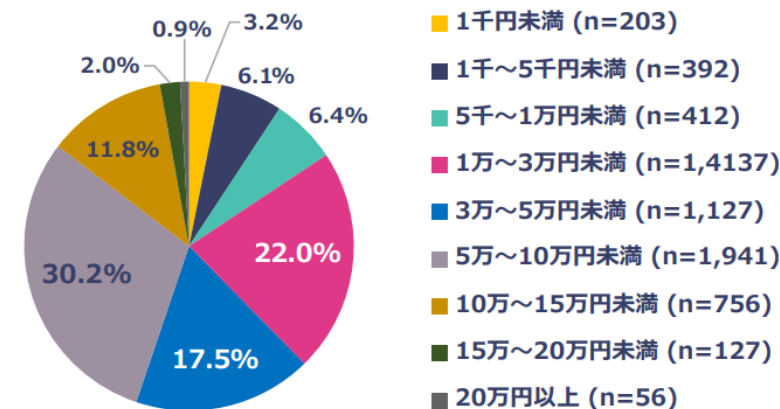
一方で、個人の働き方は多様になり、**ITを活用したスキーム時間活用ニーズも高まる。**

1週間の平均稼働時間 (n=6,583)

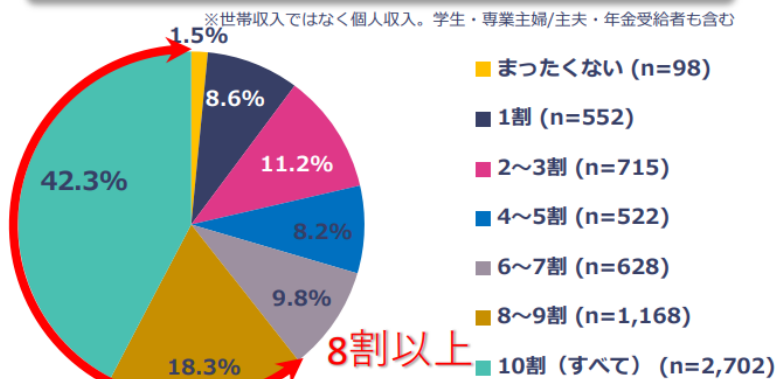


20～60時間未満
43.4%

1週間の平均報酬額 (n=6,427)

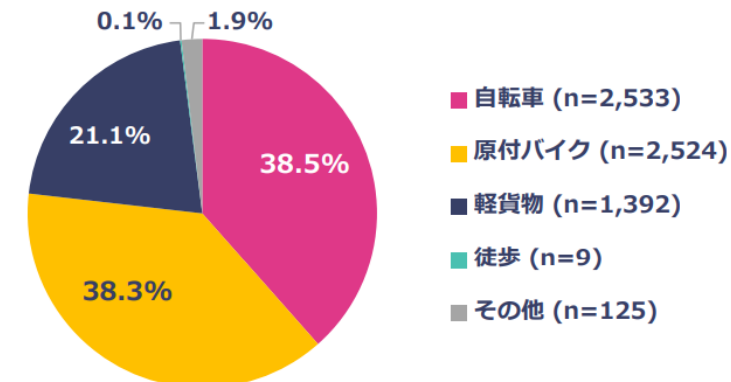


全収入に占める割合 (n=6,385)



8割以上
60.6%

移動手段 (n=6,583)



2. 軽乗用車を用いた個人による配送について

(1) 活用事例



『出前館』は、アプリやサイトから簡単に注文でき、さまざまなシーンで活用可能な国内最大級のデリバリーサービス。全国47都道府県に展開する配達代行サービス「シェアリングデリバリー®」ではギグワーカーが主に自転車・バイクで配達を行う（法人への委託も有）。昨今では日用品の配達などラストワンマイルの領域までサービスを広げ、地域のライフインフラを目指している。

1. 雨天時、豪雪地帯、地方への対応

天候や地域特性によっては、二輪車で稼働する配達員が一時的・慢性的に不足する場合があります、安定した配達網の構築に向けて軽自動車を活用したい。

2. 取扱い商材の拡大への対応

ドラッグストアなどの出店で日用品の取扱いが拡大、荷量によっては二輪車での配達に適さないケースもあり、軽自動車の活用で、利用シーンの拡大を加速させたい。

3. 新たな配達員層の取り込み

買物や送迎など軽自動車を日常生活で利用している層の取り込みによりシェアリングエコノミーを拡大していきたい。

(2) 課題

1. 規制改革の周知と浸透

「普段乗っている車が事業用に使える」ようになったことが浸透するには時間がかかる。一事業者での案内や周知には限界もあり、広く「自分ごと化」が必要。

2. 手続きの簡便化

地方のほうが軽乗用車活用のシーンが多いが、都道府県に1つしかない運輸支局が遠い場合もあり、手続きに赴くのは負担が大きい。書類の準備もハードルになり得る。

3. 一般自家用車への拡大

参入障壁を下げるためにも選択肢は多いほうがよい。

3 提言のアップデートについて

(1) 貨物軽自動車運送事業に係る手続の迅速な合理化

貨物事業届出のオンライン化は2025年度目途とされているが、2024年問題に間に合わせるためにも、より迅速な完全オンライン化を求めたい。

(2) 郵送でのナンバープレート変更

軽自動車所有者が迅速に稼働できるよう、(1)と合わせて黒ナンバープレートの郵送を実現していただきたい（軽自動車検査協会への出頭不要に）。

(3) 一般自家用車による貨物運送の検討

軽自動車における輸送・事故等の実績を踏まえ、通達実施から一定期間後に、軽自動車以外の自家用車による貨物運送の検討を始めていただきたい。

参考情報) ナンバープレート変更手続き

- 運輸支局と軽自動車検査協会の2か所に赴き手続きする必要有
- 運輸支局での手続きは郵送可（一定の日数を見込む必要）。軽自動車検査協会には出頭が必要

【プレート変更手続き】

- ① 運輸支局に必要書類を提出し、「事業用自動車等連絡書」に受領印を取得。
(必要書類：貨物軽自動車運送事業経営届出書、運賃料金設定届出書及び運賃料金表、事業用自動車等連絡書、車検証コピー)
- ② 軽自動車検査協会に必要書類を提出し、黒ナンバーの取得や名義変更を実施
(必要書類：車検証原本、ナンバープレート2枚、運輸支局の受領印入り事業用自動車等連絡書、住民票等)
- ③ ナンバープレート代1500円程度を支払い

関東運輸局 運輸支局長 殿 届出日 令和 年 月 日

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を営みたいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)		開始予定日	令和 年 月 日
ふりがな 氏名又は名称 (主たる事務所の名称)	(通称名:)	印	
代表者氏名			
住所 (主たる事務所の位置)			
電話番号			
事業計画の内容(住所と同じ場合は、口欄にチェックを入れる)			
営業所の名称及び位置			
営業所名	位置	□住所と同じ	
事業用自動車の種別ごとの数			
軽(普通)	車両数	乗車定員及び最大積載量	車両数
	両	名/kg	軽(靈樞)
			両
			乗車定員
			二輪
			両
			名
自動車車庫の位置及び収容能力			
位置	営業所からの距離	収容能力	
	□住所と同じ	m	m
業務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力			
位置		収容能力	
	□住所と同じ	m	
運送約款(該当する口欄にチェックを入れる)			
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)			
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)			
<input type="checkbox"/> その他運送約款			

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可、事業計画の認可を受け、若しくは届出したもの、又は事業用自動車の代弁であると確認したことを証するものである。

事業等の種別	旅客(乗合・貸切・ハヤシ・タクシー・特定) 貨物(一般・特定・軽・靈樞・第二種利用) その他(レジャー・...)
使用者の名称(事業者名)	所屬営業所名
使用者の住所(事業者の住所)	使用の本拠の位置(営業所の位置)
使用・廃止の別	使用しようとする自動車 ※新自動車登録番号(車両番号) ※登録完了印・登録官印 (型式)新車の場合(請元表の写)を提示 ※登録完了印・登録官印 廃止(滅車・まつ消等)する自動車 ※登録完了印・登録官印
車検番号	車検番号(中央車の場合(車検証等の写)を提示)
事業発生理由	①自動車(の型式・...・H・R) 年式 人 (標準・貨物自動車のみ) 乗車定員 ②貨物自動車... ③自動車(の型式・...・H・R) 年式 人 (標準・貨物自動車のみ) 乗車定員 ④貨物自動車... ⑤軽自動車... ⑥軽自動車(の型式・...・H・R) 年式 人 (標準・貨物自動車のみ) 乗車定員 ⑦貨物自動車... ⑧貨物自動車(の型式・...・H・R) 年式 人 (標準・貨物自動車のみ) 乗車定員
備考	※新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・相続・休止・廃止・取消 事業計画の変更(事業・営業・代弁・委託・他支店等)への移転(運輸支局へ) 使用者及び所有者の名称又は住所の変更、使用の本拠の位置の変更、自動車登録番号の変更(運輸支局)
届出印及び届出官印	※確認印・届出官印
輸送担当(輸送部門)	(注)1 この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送課等に提出して下さい。 3 新たに取得する自動車(の型式)は請元表の写し、中央車の場合は車検証(又は一時使用登録証明書)の写しを提示して下さい。 4 連絡書は、輸送部門での確認を受けた後、登録課書類に添えて登録部門(軽自動車)又は軽自動車検査協会へ提出して下さい。 5 ※印紙は貼らないで下さい。 発行先連絡先 東京都運輸支局 輸送担当 TEL 03-3458-9231(4分×24時間)

自家用車による貨物運送の検討 1/2

1. 軽乗用車の規制緩和による実績を踏まえ、通知施行から一定期間後に、軽自動車以外の自家用車を使った新たなタイプの配送事業の検討を開始する（事業用軽貨物車の事故増加を踏まえた長時間労働対策が取られることが前提）
2. 個人ドライバーが遵守すべき一定のルールを設ける（乗務時間、距離、1回あたりの配送量等。左記例示のすべてを規制するのではなく、必要性に応じた規制が望ましい）。
3. 荷主や、マッチング仲介者等のプラットフォームに対する規制を導入。上記のルールを個人ドライバーに遵守させるための責任を負わせる。

	車両の種別	規制	管理責任
一般貨物自動車 運送事業	自動車	許可制 (事業者がドライバー管理)	自社
貨物軽自動車 運送事業	軽自動車	届出制	自社
新たな類型 (個人)	自動車、軽自動車	届出制	荷主・運送会社・ マッチング仲介者

さらなる要望

- 過労防止を中心とした、貨物自動車運送事業法現行制度の趣旨に鑑みると、自家用車の利用を認めるにあたり追加すべき規制のイメージの案は以下。
- 現行制度で運行管理者が行っている乗務時間の管理等の運行管理は、デジタルの力を利用して対応する（例：スマホ上のアプリにより管理を行い、対面動画と呼気チェックにより点呼し、稼働時間を超えたらアプリによる受注を不可能とする）。
- 荷主やプラットフォーム等に、個人ドライバーの管理責任や、損害を賠償するための保険加入義務を負わせる。

	現行の制度（例）	本件にかかるルール案
過労防止	必要なドライバー数を常時確保	1人あたり・1日あたりの 配送件数の上限設定
	睡眠に必要な施設の維持	
	乗務時間の限定	
	長距離・夜間の場合、交代要員の確保	配送距離の限定 夜間配送の禁止
過積載防止	従業員への指導・監督	1回あたり最大貨物量の設定
体調把握	運行開始前、対面で、点呼（疲労や酒気帯びのチェック）	疲労や酒気帯び等のチェック
その他	車検の頻度等、車両整備について営業用を参考に検討（道路運送車両法） 交通ルール遵守のためのドライバー教育を受ける	

